

介護予防短期入所生活介護基本利用料金

ときわ園短期入所生活介護事業所

単位：円

従来型多床室 (本館)	要介護度	段階*①	介護保険自己負担額	基本加算額*②	食費	滞在費	合計/日	合計/30日	
	要支援1	第1段階		474	7	300	0	781	23,430
第2段階			474	7	390	370	1,241	37,230	
第3段階			474	7	650	370	1,501	45,030	
第4段階			474	7	1,380	840	2,701	81,030	
要支援2		第1段階		588	7	300	0	895	26,850
		第2段階		588	7	390	370	1,355	40,650
		第3段階		588	7	650	370	1,615	48,450
		第4段階		588	7	1,380	840	2,815	84,450
ユニット型個室 (新館)	要介護度	段階*1	介護保険自己負担額	基本加算額*2	食費	滞在費	合計/日	合計/30日	
	要支援1	第1段階		555	7	300	820	1,682	50,460
		第2段階		555	7	390	820	1,772	53,160
		第3段階		555	7	650	1,310	2,522	75,660
		第4段階		555	7	1,380	2,080	4,022	120,660
	要支援2	第1段階		689	7	300	820	1,816	54,480
		第2段階		689	7	390	820	1,906	57,180
		第3段階		689	7	650	1,310	2,656	79,680
		第4段階		689	7	1,380	2,080	4,156	124,680

注1.) 上記の費用は端数処理の関係、及び加算の状況等により実際と異なる場合があります。

上記の費用は介護保険負担割合が一割の場合の金額です。収入や保有資産の状況によって、二割負担となる場合があります。お手元の介護保険負担割合証をご確認ください。

注2.) 上記の料金および該当する加算を総合した金額に、8.3%の処遇改善加算が加えられます。

*① 収入の低い方の食費や居住費は、所得の状況に応じて決められている段階によって、負担の上限額(負担限度額)が決まっています。

第1段階	本人及び世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金の受給者の方、又は生活保護を受給している方
第2段階	本人及び世帯全員が住民税非課税で、所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方
第3段階	本人及び世帯全員が住民税非課税で、所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える方
第4段階	住民税課税世帯に属する方

*② 加算の内容は以下の通りです。金額は一日当たりの費用です。

サービス提供体制強化加算Ⅲ：7円	直接介護に関わる職員の総数うち、勤続年数3年以上の者の占める割合が30%以上である場合に適用されます。
介護職員処遇改善加算Ⅰ	合計単位数の8.3%が加算されます。

※別途ご利用状況によって発生する加算

送迎加算： 片道200円/回	ご自宅から施設への送迎を利用された場合に適用されます。
療養食加算： 9円/回	糖尿病、腎臓病等の疾患がある方に対して医師の食事箋に基づく療養食を提供した場合に適用されます。
若年性認知症受入加算： 130円/日	40歳以上65歳未満の方で、若年性認知症と診断された方が入所された場合に適用されます。

その他の利用料金

サービス名	利用料金	備考
事務管理費	40円/日	現金・通帳・印鑑・保険証等の預かり管理。1入所期間毎にかかります。
おやつ代	30円/日	日々のおやつ等の提供費(経管栄養・胃ろうの方は除く)
個人使用の日用品	実 費	専用に使用する日用品・衣類代等(オムツ類は除く)
医療費・薬代	実 費	嘱託医による週1回の回診・病院の外来受診・入院費・訪問歯科診療費・処方薬及び市販薬代・予防接種費用等
テレビリース	100円/日	施設所有のテレビを使用される場合。個人でお持ちになったテレビを使用する場合にはかかりません。
エアマットリース	100円/日	施設所有のエアマットを使用される場合。個人でお持ちになったエアマットを使用する場合にはかかりません。
理・美容	実 費	訪問理美容業者による施術
特別な食事	実 費	ご希望により特別に注文された食事・飲料代
レクリエーション・娯楽・クラブ	実 費	納涼会・クリスマス会・お菓子作り・生け花・手芸等
外 出	実 費	外出時の交通費・入場料・買い物代等